

茅ヶ崎市斎場のご案内



茅ヶ崎市斎場は、火葬及び通夜・告別式の式場としてご利用いただけます。人生終焉の場にふさわしい静穏な葬送をお手伝いいたします。

開場時間	8時30分(開門)から17時(閉門) 通夜のある日は21時(閉門)
休場日	① 1月1日から1月3日 ② 友引にあたる日
所在地	〒253-0008 茅ヶ崎市芹沢1700番地
連絡先	TEL 0467-53-1505 fax 0467-53-3433 茅ヶ崎市公式HPもご参照ください。

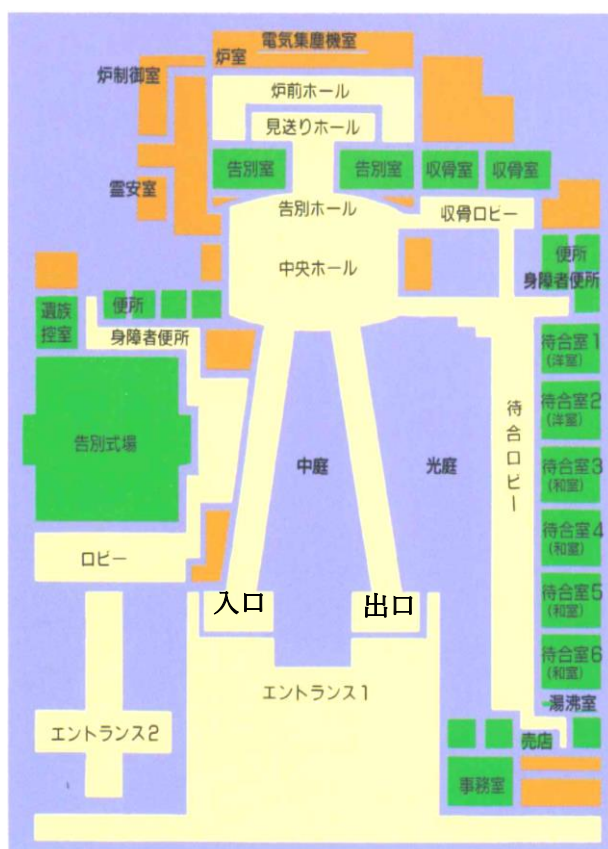
2026(令和8)年4月1日
茅ヶ崎市

目次

1	斎場利用のご案内	P 1
	(1) 配置図	
	(2) 火葬の流れ	
	(3) 重要事項	
2	斎場の使用予約・申請のご案内	P 2
	(1) 火葬室・式場の使用	
	① 使用予約	
	② 使用申請	
	(2) 通夜時の待合室の使用、霊安室の使用、火葬に伴う2室以上の待合室の使用	
3	施設使用料金	P 3
	(1) 料金表	
	ア 式場	
	イ 死亡者の住所区分	
	ウ 使用料の減免	
	エ 待合室	
	オ 霊安室	
4	火葬室の利用について	P 4
	(1) 火葬室使用時間帯	
	(2) 注意事項	
5	待合室の利用について	
	(1) 利用時間帯	
	(2) 注意事項	
6	告別室利用の注意事項	P 5
7	式場の利用について	
	(1) 式場を利用できる方	
	(2) 式場利用時間帯（準備・片付けの時間を含む）	
	(3) 注意時事項	
8	「お清め」利用の注意事項	P 6
9	葬祭業者の方へ	

1 斎場利用のご案内

(1) 配置図



(2) 火葬の流れ

【斎場に到着】

お棺を係に引き継いで、埋火葬許可書・斎場使用決定書を事務室に提出してください。

【お別れの儀】

「告别室」・「見送りホール」で、ご遺体に最後のお別れをしてください。

【火葬】

火葬が始まりましたら、指定の「待合室」でお待ちください。待ち時間の目安は1時間前後です。

火葬が終わりましたら、事務所職員が待合室に伺います。代表の方は、火葬済証明書（埋火葬許可書に火葬済みの押印をしたもの）の交付を受けてください。

【収骨】

事務所から放送で収骨のご案内をします。代表の方は「見送りホール」に移動して、火葬が済んだご遺体のお骨を確認してください。参列者の方々は「収骨室」に移動してください。係員の案内で収骨を行います。収骨が済みましたら、骨壺と火葬済証明書をお持ちになってお帰りください。

(3) 重要事項

ア 茅ヶ崎市斎場では、職員に対する心付け等は一切お断りしています。

イ ご遺体は、必ず棺に納めてお持ち込みください。

ウ 斎場の建物内は全面禁煙となっております。喫煙される際は、屋外の喫煙所をご利用ください。

2 斎場の使用予約・申請のご案内

(1) 火葬室・式場の使用

電話等で、①の窓口で使用予約をした後、②の窓口で使用申請をしてください。

(死体・死胎・改葬・身体の一部、全て火葬室の予約と申請が必要です)

① 使用予約

予約連絡をする日	予約受付時間	受付窓口
平日	8時30分～17時	市役所市民課
第2・第4土曜日	8時30分～12時	
全日	上記以外の時間	市役所夜間・休日戸籍届出窓口

【連絡先】茅ヶ崎市役所市民課 電話0467-82-1111(代表)

② 使用申請

申請をする日	申請受付時間	受付窓口
平日	8時30分～17時	市役所市民課・小出支所・辻堂駅前出張所 香川駅前出張所・ハマミーナ出張所
第2・第4土曜日	8時30分～12時	市役所市民課
全日	上記以外の時間 (22時～8時30分を除く)	市役所夜間・休日戸籍届出窓口

※ 火葬室使用申請と並行して「埋火葬許可申請」を行ってください。

※ 斎場使用の当日に、「使用決定書」と「埋火葬許可証」を斎場事務所に提出してください。

(2) 通夜時の待合室の使用、霊安室の使用、火葬に伴う2室以上の待合室の使用

斎場へ直接電話等で使用予約をしてください。

電話番号：0467-53-1505

受付日時：休場日を除く8時30分から17時まで

霊安室の最大利用日数：4泊5日

3 施設使用料金

(1) 料金表

令和8年4月1日現在

区 分			利用時間	単位	死亡者の住所	
					茅ヶ崎市 寒川町	左記以外
式 場	全 室 椅子 160 席	通 夜	15 時～21 時	1 回	20,950 円	41,900 円
		告別式	9 時～終了時	1 回	20,950 円	41,900 円
	半 室 椅子 80 席	通 夜	15 時～21 時	1 回	10,470 円	20,950 円
		告別式	9 時～終了時	1 回	10,470 円	20,950 円
火葬室	12 歳以上であった方のご遺体		火葬開始時間 9 時 30 分 10 時 30 分 11 時 30 分 12 時 30 分 13 時 30 分 14 時 30 分 14 時 45 分(冬季のみ)	1 体	10,000 円	90,000 円
	12 歳未満であった方のご遺体			1 体	6,000 円	54,000 円
	胎 児			1 胎	6,000 円	54,000 円
	改 葬			1 件	6,000 円	54,000 円
	手術等で切除された身体の一部			1 件	3,000 円	27,000 円
待合室	通夜又は火葬時追加の利用 和室 4 室 各室 42 人収容 洋室 2 室 各室 40 人収容		通夜開始 15 分前・火葬 開始時から終了時まで	1 室	5,230 円	10,470 円
霊安室	使用承認時より 24 時間（納棺してあること）			1 日	3,140 円	6,280 円

※ 多胎児は、1 胎の料金となります。

※ 冬季（12月1日から翌年3月31日）

ア 式場

死亡者が茅ヶ崎市・寒川町在住の場合に限られます。ただし、喪主が茅ヶ崎市・寒川町在住の場合は、市外料金で使用することができます。祭壇などの用意はありません。

イ 死亡者の住所区分

胎児は「出産をした方」、改葬は「改葬を行う方」、手術等で切除された身体の一部は「手術等を受けた方」の住所地が対象となります。

ウ 使用料の減免

死亡者が茅ヶ崎市・寒川町在住で、かつ死亡時に生活保護を受けていた場合は、申請により使用料が免除されます。

エ 待合室

火葬時に 1 室は無料で使用できます。追加で使用する場合は有料となります。

オ 霊安室

通夜で式場を利用する場合に使用が可能です。霊安室への搬入は、通夜前日の 15 時から 17 時までに行ってください。

4 火葬室の利用について

(1) 火葬室使用時間帯

火葬開始時間	件数	備考	火葬開始時間	件数	備考
9時30分	2件	胎児、身体の一部	13時30分	2件	
10時30分	2件		14時30分	2件	
11時30分	2件		14時45分	1件	12月～翌年3月限定
12時30分	2件				

※ 火葬室の使用は、死亡者の住所が市外の場合は、11時30分までとなります。ただし、喪主が茅ヶ崎市民または寒川町民であれば午後も使用できます。

(2) 留意事項

ア 棺の大きさは、長さ205cm以内、幅62cm以内、高さ45cm以内まで、納棺後の重量は150kg未満とさせていただきます。これを超える場合は、事前に斎場にご相談ください。

イ 棺は火葬室に頭部側から入るため、霊柩車に棺を乗せる時は必ず頭部側から乗せてください。

ウ 式場等からのご出棺の際は、出棺場所や人数等を必ず斎場に電話連絡してください。予約した火葬開始時間の30分程前に斎場にお越しください。交通状況等により遅れる恐れがあるときは、以降のご利用者の迷惑となります。必ず電話連絡をお願いします。【0467-53-1505】

エ 火葬開始前に、茅ヶ崎市斎場使用決定書及び死体埋火葬許可証を斎場事務室に必ず提出してください。分骨を希望される場合は、受付時にお申し出ください。

オ 火葬の流れは下記のとおりです。火葬時間は年齢や体格等により変わります。

着棺 → 炉への納棺 → 火葬（約60分） → 冷却 → 焼骨確認 → 収骨

カ 納棺の際、遺骨の損傷や火葬炉の故障の原因となる副葬品は入れないでください。ペースメーカーが装着されている場合は、事前に斎場にご連絡ください。義手、義足等はできるだけ外してください。

棺に入れることのできない副葬品	
公害の原因となるもの ビニール・プラスチック製品等	ハンドバック、靴、おもちゃ等
火葬炉設備等の故障の原因となるもの カーボン・金属製品等	杖、ゴルフクラブ、釣り竿、CD等
ご遺骨の損傷の原因となるもの 金属・ガラス製品・爆発するもの等	鏡、缶ビール、スプレー缶、ライター 電池、携帯電話等
燃えにくいもの 果物、書籍、大型繊維製品等	スイカ、メロン、辞書、アルバム 大きなぬいぐるみ、大量の衣類等

キ 収骨用骨壺は、原則7寸をご用意ください。収骨室内の棚に名札を付けて置いてください。

5 待合室の利用について

(1) 利用時間帯

待合室の利用時間帯は、準備及び片付けの時間を含めて次のとおりです。

火葬の場合 火葬開始時刻から火葬終了時まで

通夜の場合 通夜開始時刻の15分前から通夜終了時刻まで

(2) 注意事項

ア 火葬に伴う待合室使用（1室）は無料です。追加は斎場事務室に申し込みください。

イ ケータリングによるお食事がある場合は事務室にお声がけください。配膳・片付けは他の利用者の

迷惑とならないように速やかにお願いたします。

ウ 火葬時間中は、指定された待合室と待合室前ロビーの椅子は会葬者にご利用いただけます。指定外の場所を無断で使用されると他の利用者のご迷惑となりますのでご注意ください。

エ 待合室前ロビーでのお弁当類の食事は禁止です。ただし、菓子類及び軽食（サンドイッチ、おにぎり類）は利用できます。

6 告別室利用の注意事項

告別室は個人との最後のお別れの場となりますが、着棺から収骨までがスムーズに流れるように告別室では長時間の読経や花入れをご遠慮いただき、部屋の使用時間が10分程度になるようお願いいたします。また、焼香は1回焼香でお願いいたします。

7 式場の利用について

(1) 式場を利用できる方

茅ヶ崎市斎場で火葬をされる方で、通夜及び告別式を行う方が利用できます。死亡者が茅ヶ崎市・寒川町在住の場合、若しくは喪主が茅ヶ崎市・寒川町在住の場合に限ります。

(2) 式場利用時間帯（準備・片付けの時間を含む）

通夜 15時から21時まで

告別式 9時から告別式終了時まで（火葬後の式場利用はできません）

※ 友引の前日と12月31日は、通夜での式場利用はできません。

(3) 注意事項

ア 通夜当日の15時前に、斎場使用決定書と死体埋火葬許可証を斎場事務所に提出し、使用料を納入してください。職員が確認の後、15時から式場を開場します。

イ 通夜時の閉場は21時です。21時以降は、門と式場を施錠し、人も車も出入りできなくなります。終夜の付添いがある場合でも、斎場から退出してしまうと式場に戻ることができなくなりますのでご注意ください。やむを得ない理由がある場合は職員にご相談ください。

ウ 半室利用の開式時刻は、申し込みの際に他の式と開式時刻が重ならないようにご注意ください。

エ 半室利用の場合は、原則、火葬時刻が早い方が東側（入口から見て左側）、遅い方が西側になります。

オ 式場の祭壇、僧侶がお経をあげる場所、生花、盛り籠の置物の下には必ず敷物を敷いて、床を汚したり、傷付けたりしないようにしてください。

カ 式場内は、画鋲、ガムテープ・ビニールテープなどの使用は禁止です。

キ 式場のロビーに花輪、水車等の飾りつけはできません。

ク 式場・遺族控室はアルコール類、食事の持ち込みは禁止です。葬祭業者から必ず遺族にお伝えください。

ケ 終夜付添いをされる場合は、ろうソク、線香、タバコ（喫煙所）の火気等に十分注意してください。21時以降は、ろうソク、線香は消してください。照明も最小限とさせていただきます。

コ 茅ヶ崎市斎場の式場は、「貸しホール」です。音響施設・スクリーン等はありません。

サ 祭壇等の飾り付けと告別式の後片付けの終了後は、必ず事務所に報告し、確認を受けてください。

シ 台車を押す時は、棺の有無に関わらず壁を傷つけないよう十分に注意してください。

ス 式場内で不具合が生じた場合は、その都度職員に報告してください。

セ 通夜で式場を使用する方は、霊安室を利用（最大4泊5日）することができます。ただし、12月31日の17時から翌年1月4日の8時30分は、霊安室の使用はできません。

8 「お清め」利用の注意事項

- (1) お清めで部屋を利用する場合は、職員の指示に従ってください。
- (2) ロビーでお清めの食事をとることは禁止です。
- (3) お清めで使用した物やゴミは、すべてお持ち帰りください。
- (4) 片付けの際に施設を汚さないように十分注意してください。汚した時は清掃をお願いします。
- (5) 片付けは責任をもって行い、終了後に職員に報告しチェックを受けてください。テーブル・椅子は使用前と同じ状態に戻してお返しください。

9 葬祭業者の方へ

- (1) 葬祭業者の説明不足が原因で不測の事態に至った場合は、業者の方に対応をお願いします。
- (2) 指定された場所以外への立ち入りは禁止です。特に炉室へは絶対に立ち入らないでください。また、斎場内での写真、ビデオカメラの撮影は禁止です。
- (3) 祭壇その他物品の搬入・搬出の際に式場を汚損することのないよう取扱いを徹底してください。
- (4) 看板を立てる時は柱の目地を避けて紐を結んでください。
- (5) 通夜終了後、最後の会葬者が帰るまで葬祭業者は見届ける責任があります。最後の会葬者を見届けた後に事務所への報告をお願いします。
- (6) 終夜の付添いがある場合は、必ず友引を除いた前日の正午までに職員に連絡してください。火気等に十分注意し、責任をもって2人以上で付き添われるようご遺族に指導してください。なお、入浴設備はありません。
- (7) 斎場の利用について、利用者に説明、打合せを行い、遅れや不具合のないようにお願いします。
- (8) 通夜・告別式への車での参列者が多い場合は、事故防止のための交通誘導員の配置をお願いします。